

## 平成19年度 行政監査結果(指摘)に基づく措置状況等の報告

1 監査の種類	行政監査
2 行政監査のテーマ	公の施設に係る指定管理者制度について
3 監査対象	すわ公園交流館 (所管: 商工農水部商業観光課)
4 監査実施期間	平成20年2月1日
5 監査結果報告	平成20年3月31日

### 監査の結果(指摘事項)

### 措置(具体的内容)・対応状況

#### 【すわ公園交流館】

<p>(1) 利用料金の承認手続きについて          利用料金については、四日市市すわ公園交流館条例においては指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものと規定されているが、承認手続きの事務処理がされていなかった。今後、指定期間が満了し、新たに基本協定を締結するときは、当該条例に基づき、承認手続きを経てから基本協定を締結するよう改めること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成20年 6月30日          新たに基本協定を締結する際に改めることとした。</p>
<p>(2) 管理業務の明確化について          施設管理に関する業務について、管理仕様書には保守管理業務と施設維持管理業務となっているが、消防法の規定に基づく消防用設備点検報告など点検・検査業務については、基本協定書及び管理仕様書に定める管理業務の範囲が明記されていない。今後、基本協定書に定める管理業務の範囲について、解釈上又は運用上疑義が生じないように、より明確な管理仕様書に改めること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成20年 6月30日          新たに基本協定を締結する際に改めることとした。</p>
<p>(3) 備品の管理責任について          交流館は不特定多数の人が頻繁に出入する施設であり、備品の紛失・毀損等の発生が危惧されるが、基本協定に定める備品の管理責任について、盗難・紛失した場合の管理責任の所在が不明確な規定となっている。基本協定書に定める貸与備品の管理責任の範囲について、解釈上又は運用上疑義が生じないように、より明確な規定に改めること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成20年 6月30日          新たに基本協定を締結する際に改めることとした。</p>

## 平成19年度 行政監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

1 監査の種類	行政監査
2 行政監査のテーマ	公の施設に係る指定管理者制度について
3 監査対象	すわ公園交流館 (所管: 商工農水部商業観光課)
4 監査実施期間	平成20年2月1日
5 監査結果報告	平成20年3月31日

### 監査の結果(所見)

### 措置(具体的内容)・対応状況

#### 【すわ公園交流館】

<p>共通(1) 指定管理に伴う残余金の取り扱いについて          指定管理に係る委託料について、基本協定書には委託料の支払方法や経済状況等著しい変動が生じた場合の取り扱い等については明記されているが、事業収支において運営経費に係る残余金が生じた場合の取り扱いについての規定はなく、残余金を当該年度において受託団体の雑収入として余剰金処分している施設や繰り越して新たな事業に活用する施設など当該施設において会計処理が異なっていた。残余金の取り扱いについては、全庁的な視点から判断すべきものであると考えられるので、早い時期に具体的な運用指針など共通の基準について主管課の行政経営課と協議すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】 平成20年 9月30日          指定管理者制度導入当初から、指定管理者の経営努力により利益が生じた場合については、指定管理者のインセンティブとして考えています。また収支において不足が生じた場合についても、指定管理者の負担としております。</p>
<p>共通(2) 第三者による測定・評価の仕組みづくりについて          平成20年度に2回目の指定管理者の選定期を迎えるが、1回目の事業評価をどのように行なうかが極めて重要となる。施設の利用者等に対するアンケート調査を実施するなど指定管理者による公共サービスの履行が、安定的・継続的に提供されることが可能であるかを第三者が測定・評価するような仕組みづくりを検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】 平成20年 9月30日          市民の代表である、すわ公園交流館運営協議会委員から意見聴取を行いモニタリングを行いました。</p>
<p>共通(3) 所管課によるモニタリングの実施について          所管課は、指定管理者制度導入後の業務内容の実施状況や施設サービス水準の動向などを掌握し、その効果の検証に努め、連絡調整会議、運営委員会等を通じて業務水準の維持向上と施設サービスの向上が図れるよう継続してモニタリングを実施するとともに、モニタリングの評価を踏まえて、引き続き、指定管理者を適切に指導・監督されるよう要望する。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成20年 9月30日          引き続き適切な指導・監督に努めます。</p>

<p>(1)指定管理者との協議記録等の保存について  指定管理者から月例報告や年度終了後の事業報告書が提出されているが、所管課における立入検査や報告に対する対応記録、指定管理者との定期的な協議の記録は保存されていなかった。今後、管理点検体制などの内部統制機能の強化等の観点から回答内容や処理の経過等について指定管理者との協議記録の保存を検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】 平成20年 9月30日  指定管理者との協議記録を作成し保存することとした。</p>
<p>(2)適正な収支計画の作成について  事業収支について、人件費、事業費等支出経費において実施計画の額と実績額に相当の収支差益が見受けられた。指定管理者導入の初年度であり必要経費の査定が甘かったことによると思われるが、今後は、計画時点において市と指定管理者において十分に人件費、事業費など必要経費を精査し、適正な事業収支計画の作成に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成20年 9月30日  適正な事業収支計画の作成に努めます。</p>
<p>(3)利用料金の収納事務について  管理業務仕様書に定められている利用料金の収納について、交流館の受付窓口で徴収しているが、公金と私金の混同を防止するため、四日市市会計規則に準じて、小口現金としてつり銭資金を準備することが望ましい。併せて、現金出納簿等による現金の出納管理など適正な小口現金の管理について指定管理者に対して適切に助言・指導を行なうこと。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成20年 9月30日  会計規則に準じた現金の適正な管理を行うよう、引き続き適切な助言・指導を行います。</p>

## 平成19年度 行政監査結果(指摘)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政監査  
 2 行政監査のテーマ 公の施設に係る指定管理者制度について  
 3 監査対象 歯科医療センター(所管:保健福祉部保健センター)  
 4 監査実施期間 平成20年2月1日  
 5 監査結果報告 平成20年3月31日

### 監査の結果(指摘事項)

### 措置(具体的内容)・対応状況

#### 【歯科医療センター】

<p>(1)経営状況の確認について          「四日市市歯科医療センターの管理に関する基本協定書」第33条に規定されている関係法令で求められる収支計算書については提出済みであったが、監査報告書が添付されていなかったため、注意し確認すること。【注意事項】</p>	(注意事項につき回答不要)
<p>(2)現金の管理について          現金支払簿に管理者の確認印漏れがあった。管理者は定期的に現金と帳簿の残高を照合のうえ、確認印を押して現金の適正管理に注意すること。【注意事項】</p>	(注意事項につき回答不要)
<p>(3)文書管理について          指定管理に係る協定書及び施設点検保守契約覚書等に締結日の記載漏れが見受けられたため、適正な文書管理について早急に改善を行なうこと。【注意事項】</p>	(注意事項につき回答不要)
<p>(4)事業実績報告書について          平成18年度歯科診療の患者数において業務報告書と事業実績報告書との数値に差異が見られた。毎月の管理業務及び経理実施状況を的確に把握した業務報告書を作成するとともに、事業実績報告書は正確に作成し、報告するよう注意すること。【注意事項】</p>	(注意事項につき回答不要)

## 平成19年度 行政監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

1 監査の種類	行政監査
2 行政監査のテーマ	公の施設に係る指定管理者制度について
3 監査対象	歯科医療センター(所管:保健福祉部保健センター)
4 監査実施期間	平成20年2月1日
5 監査結果報告	平成20年3月31日

## 監査の結果(所見)

## 措置(具体的内容)・対応状況

## 【歯科医療センター】

<p>共通(1)指定管理に伴う残余金の取り扱いについて 指定管理に係る委託料について、基本協定書には委託料の支払方法や経済状況等著しい変動が生じた場合の取り扱い等については明記されているが、事業収支において運営経費に係る残余金が生じた場合の取り扱いについての規定はなく、残余金を当該年度において受託団体の雑収入として余剰金処分している施設や繰り越して新たな事業に活用する施設など当該施設において会計処理が異なっていた。残余金の取り扱いについては、全庁的な視点から判断すべきものであると考えられるので、早い時期に具体的な運用指針など共通の基準について主管課の行政経営課と協議すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】平成20年9月2日 平成19年度の事業報告に当って、剰余金の取り扱いについて行政経営課と協議した結果、歯科医療センターについては、「自己資金」として記載するとともに、次年度の事業に活用することに決定した。ただし、他の施設については、繰越金や剰余金など記載がまちまちであるため、今後行政経営課で取り扱いについて、全庁的に指導があれば変更することもある。</p>
<p>共通(2)第三者による測定・評価の仕組みづくりについて 平成20年度に2回目の指定管理者の選定期を迎えるが、1回目の事業評価をどのように行なうかが極めて重要となる。施設の利用者等に対するアンケート調査を実施するなど指定管理者による公共サービスの履行が、安定的・継続的に提供されることが可能であるかを第三者が測定・評価するような仕組みづくりを検討すること。【検討事項】</p>	<p>【検討中】平成20年9月30日 第三者の評価については、年間数回実施する利用者アンケートを参考にするとともに、運営方法や改善点を協議する歯科医療センター運営委員会の委員に、利用者側の委員を委嘱して利用者の声を運営に活かしていくことを検討中である。</p>
<p>共通(3)所管課によるモニタリングの実施について 所管課は、指定管理者制度導入後の業務内容の実施状況や施設サービス水準の動向などを掌握し、その効果の検証に努め、連絡調整会議、運営委員会等を通じて業務水準の維持向上と施設サービスの向上を図れるよう継続してモニタリングを実施するとともに、モニタリングの評価を踏まえて、引き続き、指定管理者を適切に指導・監督されるよう要望する。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】平成20年9月5日 指定管理者モニタリングについては、指定管理者への聞き取りや必要に応じて実地調査を行うほか、利用者アンケートも参考に年1回作成している。今後も市民サービスの向上、管理運営の効率化など必要に応じて指導・監督に努める。</p>

<p>(1)支出事務について  指定管理に係る経費は特別会計として他の事業と明確に区分され経理されていたが、請求書等の関係諸票の宛先が、「四日市歯科医師会」になっているものがあり、区分がわかりにくいものがあった。指定管理に係る関係諸票は、他の会計との区分けがわかるような会計経理を行なうこと。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】平成20年5月1日  請求書などのあて先については、歯科医師会が一括購入した消耗品類については、消費実績に応じた按分処理を行うなど、指定管理に係る経費と明確に区分けすること、また指定管理業務で消費する分については、あて先を再度チェックするよう四日市歯科医師会を指導した。</p>
<p>(2)障害者歯科治療の他市町との連携について  四日市市歯科医療センターは、障害者歯科医療の拠点として広く市民に利用されているが、三重郡、桑名市、いなべ市など北勢地域の住民は、四日市市歯科医療センターを利用することが出来ず、津市にある三重県歯科医師会の施設を利用しなければならないのが現状である。他市町から負担金を徴収するなど工夫して、北勢地域住民を対象とした歯科治療ができないか、検討を要望する。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】平成20年9月30日  四日市市以外の利用者の扱いについては、三重郡には四日市歯科医師会会員も在籍しているため、歯科医師会と協議を行い、試行的に三重郡の住民には利用可能とするように変更した。</p>